

特定健康診査等実施計画

三菱健康保険組合

平成 20 年 2 月

平成 23 年 5 月

平成 24 年 6 月

平成 25 年 9 月

平成 26 年 12 月

(赤字は改訂箇所)

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合の平成 19 年 12 月末の事業所数は 94 で、全国 13 都道府県に所在するが、約 6 割が東京に所在している。（平成 26 年 10 月末現在：事業所数 73、全国 10 都府県に所在）

但し、支店や営業所を全国に展開している事業所もあり、首都圏に在勤している被保険者及び被扶養者は 6 割程度、関西圏は 1 割程度ではないかと思われる。（平成 25 年度特定健診結果データから推定：首都圏 7 割程度、関西圏 1 割程度）

当組合の被保険者数は 17,930 人、被保険者の平均年齢は 41 歳、男性が全体の 7 割強を占める。被扶養者数は 19,180 人、女性が全体の 7 割を占める。（平成 26 年 10 月末現在：被保険者数 20,185 人、被保険者平均年齢 43.5 歳、被扶養者数 20,329 人）

被保険者については、事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断を受診しており、概ね 9 割が受診している。また、被扶養者については、当組合の人間ドック等に対する補助金制度の利用数から推測し、その受診率は 1 割程度である。（平成 25 年度被扶養者生活習慣病健診受診状況：35 歳以上対象者の 60.8%が受診）

被扶養者が市区町村で実施する健診を受診する場合もあるが、その受診状況は把握できていない。

1. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームに疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積による体重増加が、様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

(2) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の対象年齢について

40 歳以上 74 歳以下が法定で特定健康診査・特定保健指導の対象となるが、当組合では 5 年後を見越して 35 歳以上 74 歳以下を対象とする。

2. 達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成 24 年度における特定健康診査の実施率を当初 80.0%から 78.2%とする。(国の基本指針が示す参酌標準) とする。この目標を達成するために、平成 20 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

< 目標実施率 >

* 青字は実績 (組合システム内数値)

対象者		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	国が示す 参酌標準 (※)
被保険者	計画	65.0	70.0	75.0	87.0	93.0	—
	実績	52.6	79.8	86.3	90.7	93.2	
被扶養者	計画	15.0	20.0	30.0	50.0	50.0	—
	実績	36.5	43.7	43.8	52.8	58.4	
合 計	計画	47.9	53.2	60.1	74.6	78.5	78.2
	実績	47.1	67.5	72.0	78.1	81.7	

※算出の基礎となる人数は 35～74 歳の加入者数を基準とする。

被保険者数 14,000 人、被扶養者数 7,150 人 計 21,150 人

(2)特定保健指導の実施に係る目標

平成 24 年度における特定保健指導の実施率を 45.0%（国の基本方針が示す参酌基準）とする。この目標を達成するために、平成 20 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

保健指導対象者数については、年代別対象者数からシミュレーションにより推計した。

＜目標実施率＞ ＊青字は実績（組合システム内数値）

項 目		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	国が示す参酌基準
35 歳以上の対象者（人）	計画	18,996	19,360	19,740	18,650	21,150	－
	実績	18,711	18,834	18,277	18,419	20,757	
保健指導対象者数（人）	計画	2,782	3,133	2,725	2,844	3,423	－
	実績	1,806	2,627	2,741	2,929	3,388	
実施率（％）	計画	20.0	25.0	25.0	35.0	45.0	45.0
	実績	16.8	11.3	16.4	26.8	29.8	
実施数（人）	計画	556	783	681	996	1,540	－
	実績	304	298	450	785	1,011	

＊被保険者を優先して実施し、指導体制が充実した後、被扶養者の指導を順次実施していく予定。

(3)特定健康診査等の実施成果に係る目標

平成 24 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 10%（国の基本方針が示す参酌基準）以上とする。

現状のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の比率を把握していないため、各年度の目標値については、平成 20 年度の健診結果をもとに策定する。

3. 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査 * 青字は実績 〈組合システム内数値〉

<被保険者>

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
35 歳以上 対象者(人)	計画	12,489	12,839	13,205	12,390	14,000
	実績	12,311	12,413	12,124	12,309	13,897
目標実施率 (%)	計画	65.0	70.0	75.0	87.0	93.0
	実績	52.6	79.8	86.3	90.7	93.2
目標実施数 (人)	計画	8,118	8,987	9,904	10,779	13,020
	実績	6,473	9,908	10,459	11,159	12,953

<被扶養者>

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
35 歳以上 対象者(人)	計画	6,507	6,521	6,535	6,260	7,150
	実績	6,400	6,421	6,153	6,110	6,860
目標実施率 (%)	計画	15.0	20.0	30.0	50.0	50.0
	実績	36.5	43.7	43.8	52.8	58.4
目標実施数 (人)	計画	976	1,304	1,961	3,130	3,575
	実績	2,335	2,804	2,696	3,229	4,009

<合計>

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
35 歳以上 対象者(人)	計画	18,996	19,360	19,740	18,650	21,150
	実績	18,711	18,834	18,277	18,419	20,757
目標実施率 (%)	計画	47.9	53.2	60.1	74.6	78.5
	実績	47.1	67.5	72.0	78.1	81.7
目標実施数 (人)	計画	9,094	10,292	11,864	13,909	16,595
	実績	8,808	12,712	13,155	14,388	16,962

(2)特定保健指導の対象者数 * 青字は実績〈組合システム内数値〉

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
35 歳以上 対象者（人）	計画	18,996	19,360	19,740	18,650	21,150
	実績	18,711	18,834	18,277	18,419	20,757
動機付け支援 対象者（人）	計画	1,058	1,191	1,033	1,086	1,302
	実績	704	972	1,036	1,127	1,325
実施率（%）	計画	20.0	25.0	25.0	35.0	45.0
	実績	20.7	15.4	19.9	28.3	31.7
実施数（人）	計画	212	298	258	380	586
	実績	146	150	206	319	420
積極的支援 対象者（人）	計画	1,724	1,942	1,692	1,758	2,121
	実績	1,102	1,655	1,705	1,802	2,063
実施率（%）	計画	20.0	25.0	25.0	35.0	45.0
	実績	14.3	8.9	14.3	25.9	28.6
実施数（人）	計画	345	485	423	615	955
	実績	158	148	244	466	591
保健指導 対象者計（人）	計画	2,782	3,133	2,725	2,844	3,423
	実績	1,806	2,627	2,741	2,929	3,388
実施率（%）	計画	20.0	25.0	25.0	35.0	45.0
	実績	16.8	11.3	16.4	26.8	29.8
実施数（人）	計画	556	783	681	996	1,540
	実績	304	298	450	785	1,011

4. 特定健康診査等の実施方法

(1)実施方法

①被保険者：事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断と併せて実施する。

②被扶養者：居住地が全国に分散しているため、委託先と契約し、全国約 2,000 の医療機関や健診機関で受診できるようにする。

(2)実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目とする。

(3)実施時期

実施時期は通年とする。

(4)健診結果の入手方法

①被保険者：事業主または健診機関から電子データで入手する。

②被扶養者：委託先または健診機関から電子データで入手する。

(5)健診結果の保管期限

保管年数は5年とする。

(6)委託先

①特定健診：三菱化学メディエンス株式会社（ダイヤモンドヘルステイバロップメント指定業者）等

②特定保健指導：東京海上日動メディカルサービス株式会社（ダイヤモンドヘルステイバロップメントが推奨する業者）等

平成23年1月初回面談分より、株式会社全国訪問健康指導協会に移行する。

(7)周知・案内方法

周知は、当健保組合広報誌等に掲載するとともに組合ホームページに掲載して行う。

5. 個人情報の保護

当健保組合は、三菱健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

6. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に通知するとともに、機関紙やホームページに掲載する。

7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年見直しをする。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。